

報告第2号

専決処分した事件の承認について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成27年4月27日提出
霧島市長 前田終止



専決第2号

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年3月31日
霧島市長 前田 終止



霧島市条例第21号
平成27年3月31日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する

霧島市長



霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第10項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第18項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。